

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)

災害共済給付手続きについてQ&A

Q1:申請は義務なのですか。

A1:義務ではなく、生徒・保護者の方の任意となります。

保護者の方が加入している JSC 以外の共済や保険等でカバー可能な場合は JSC に申請しない例もあります。

学校での手続きは、生徒・保護者の方から申し出があってから行います。

Q2:遠征など、宿泊行事先で受診した場合はどうなりますか。

A2:宿泊行事先で受診した場合は、医療機関への書類作成を学校から依頼しています。

通常時は、保護者の方から医療機関へ書類作成を依頼してください。

Q3:医療機関の窓口で「マル青」(高校生等医療費助成事業)を使ってはいけないのですか。

A3:JSC に申請する場合は、使用しないようお願いします。 [詳しくはこちら](#)

使用した場合は、「医療等の状況」等の書類下部の欄にチェックを入れてください。

Q4:「へき地学校の児童生徒に対する通院費」は適用されますか。

A4:義務教育諸学校が対象のため、高等学校では適用されません。